

# インクルーシブ教育の実現に向けた 中級読解授業の実践

— 日本語教師による読解教材点訳の試み —

## The Practice of Intermediate Level Reading Comprehension Lessons for Inclusive Education Realization — An Attempt to Transcribe Reading Comprehension Teaching Material to Braille by a Japanese Language Teacher —

浅野有里・藤田恵・河住有希子・北川幸子  
ASANO Yuri, FUJITA Megumi, KAWASUMI Yukiko, KITAGAWA Sachiko

### 〔要旨〕

インクルーシブ教育の実現に向け、昨今、様々な試みが行われている。本稿では、その試みの一つとして、日本語教師が教材を点訳し、読解授業を行った実践を報告する。視覚に障害のある学習者が使用できる教材は少ない。市販の点訳教材は少なく、点訳の外注には費用と時間がかかるためである。しかし、高精度の自動点字翻訳システムの開発が進み、点字に専門知識を持たない日本語教師でもある程度の点訳が可能になった。そこで筆者らは教材を独自に点訳し、授業での実践を試みることにした。

点訳は、教材の選定、語彙表の作成、自動点字翻訳システムによる点訳、点訳ソフトを用いた編集の手順で行った。読解授業では、学習者の希望に合わせた媒体で教材を提供したことにより、他の授業での配付資料の作成や授業の改善、今後の生教材の使用の可能性も示唆された。多様な学習者のニーズに合わせた教材の準備は、インクルーシブ教育推進の一端を担えるものと考えられる。

**Key word:** インクルーシブ教育、視覚障害、読解、点訳、教材作成



## 1. はじめに

現在、障害の有無にかかわらず多様な学習者がともに学ぶインクルーシブ教育が推進されている。インクルーシブ教育は、個々の障害に応じた「合理的配慮の提供」がなされることが前提となるが、この合理的配慮の提供が教師の過度な負担となってしまうと、インクルーシブ教育の実現は望めない。そこで本稿では、視覚に障害がある日本語学習者が学ぶ教室において筆者らが試みた、効率的かつ効果的な合理的配慮の提供の一つの事例を報告する。

視覚に障害があり、点字を使用する学習者が日本語を学び始めたときに大きな障害となるのは、点訳教材の不足である。現在、『みんなの日本語』シリーズをはじめとして、いくつかの教材の点訳本が市販されているが、その数は限られている。また、新たに教材を点訳する場合には、一般的に点訳ボランティアか専門業者に依頼するという方法がとられるが、ボランティアの点訳には時間がかかり、業者の点訳には費用がかかる。そのため、点訳教材の完成が授業に間に合わなかったり、点訳の方法が分からずに、教材の提供を断念したりするという現状もあった。これらの問題は、点訳は専門家のみが行える特殊な技術であるという認識が影響しているものと思われる。しかし、点訳は専門知識がなくても広く公開されているフリーソフトなどを使用すれば、ある程度行うことができる。日本語教師自身が点訳教材を作成する方法を検討することは、今後、インクルーシブ教育の実現を考える上で有効であろう。

そこで、筆者らは視覚に障害のある日本語学習者への授業で使用する点訳教材の作成を試みることにした。本稿で述べる点訳教材の作成の過程、及びその教材を用いた授業実践の報告は、視覚障害に限らず、多様な学習者に対する日本語教育の現場において物理的な障壁を除く一例となると考える。

## 2. 視覚に障害のある日本語学習者を取りまく環境

### 2.1 障害者の権利保障

2006年12月、第61回国連総会において、「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）<sup>1)</sup>が採択された。日本は2007年に署名、2011年障害者基本法の改正、2012年障害者総合支援法の成立、2013年障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（いわゆる障害者差別解消法）の成立といった国内法の整備を経て、2014年、「障害者権利条約」の批准に至った。2016年には障害者差別解消法<sup>2)</sup>が施行され、不当な差別的取扱いが禁止された。これにより、障害の状態や性別、年齢など、ひとりひとりに応じた変更や調整を意味する「合理的配慮」の提供が、国・地方公共団体等には義務となり、事業者には努力義務として求められることとなった。

教育分野においては、文部科学省が「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」<sup>3)</sup>で、視覚に障害のある学習者に対する「合理的配慮」の提供の一例として「教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保」を挙げている。つまり、

障害のある学習者にも、他の学習者と等しく学ぶ権利が保障され、必要な環境が整えられるよう、たんにバリアフリーなどの環境整備だけでなく、彼らにとってアクセス可能な形での教材の提供も教育者が取り組むべきこととして挙げられたのである。

## 2.2 点字を使用する日本語学習者

点字を使用する日本語学習者の数に言及した研究は、管見の限りこれまで行われていない。そのため、点字を使用する日本語学習者の全体の数を示すことは困難であるが、日本語能力試験（以下、JLPT）が行っている「受験上の配慮」の中に点字冊子による問題用紙等の提供があり、JLPTのウェブサイト上で公開されている点字冊子試験の受験者数<sup>4)</sup>（図1）から、点字を使用する日本語学習者の存在を確認することができる。図1をみると、1997年の点字冊子試験の開始後から継続的に受験者がいることがわかる。

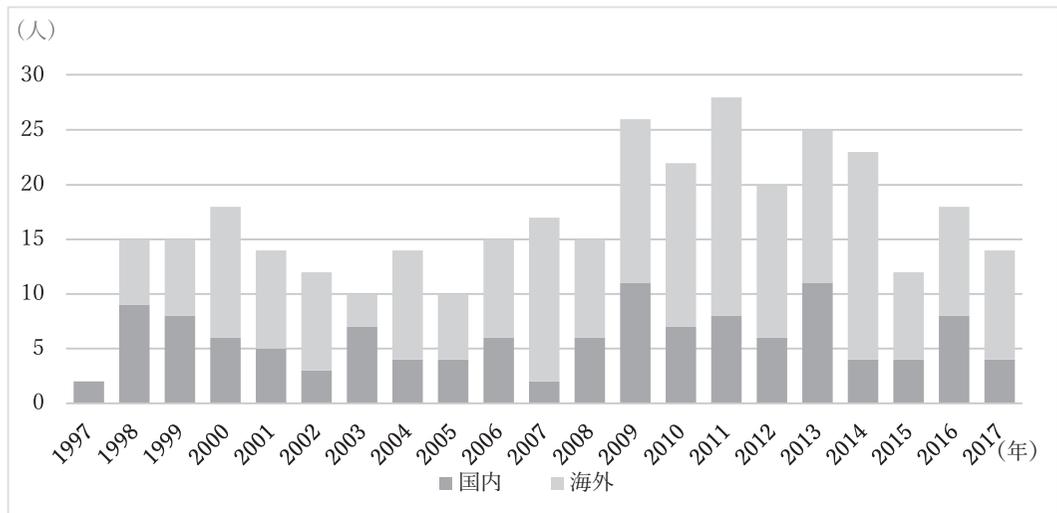


図1 JLPT 点字冊子試験の受験者数の推移  
（日本語能力試験ウェブサイト「過去の試験データ」をもとに作成）

この他にも、社会福祉法人国際視覚障害者援護協会（以下、IAVI）<sup>5)</sup>、ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業<sup>6)</sup>などの国内の機関が、毎年、視覚に障害のある若者を受け入れ、日本語研修を行っている。さらに、河住他（2015）が海外に派遣されている国際交流基金専門家、JICA ボランティアの日本語教師に対して行ったアンケート調査では、視覚に障害のある学習者に対する日本語教育の経験について、10件の回答があったことが報告されている。

以上のことから、日本語学習者の全体からみると少数ではあるが、点字を用いて学ぶ日本語学習者が一定数存在することが確認できる。

## 2.3 日本語教育における点訳教材

点字を用いて学ぶ学習者に対する日本語教育は、2.2 で述べた通り少数ではあるが、一定のニーズはあるといえる。しかし、学習者が使用できる点訳教材は非常に限られている。視覚障害者向けの情報提供サービスである「サピエ」<sup>7)</sup> は、点字図書や録音図書などの書誌データベースを公開しているが、その中に登録されている日本語教科書は 10 冊に満たない。新たに教材の点訳をする場合は、点訳ボランティアに使用する教材の点訳を紙代や実費のみで依頼することはできるが、教科書一冊の点訳には数か月から半年ほどの時間がかかることも珍しくない。また、点訳業者に依頼をすると短時間で点訳は完了するが、料金は点訳料金に印刷料金が加算され、高額になってしまう。そのため、教育機関によっては、予算でテキスト購入が賄えないこともある。このような状況では、教材の選定において、点訳教材の有無が優先されることが多く、選択肢が狭まってしまふ。

これまでの点字を使用する日本語学習者に行った授業の報告では「速読のテキストは教師が音読して録音し、聴解教材として個別に対応した」(金山 2003)、「教師が教材をデータ化して学習者がパソコンの音声ソフトで聞いて学習した」(田中 2006) など、点訳教材ではなく、音声で聞く教材を使用した例が報告されている。近藤他(2018)は、視覚に障害のある学習者に点訳された教材を提供したが、「クラス開講当初は点訳教材が間に合わず、学習者の希望で教材を音声化して学習者に渡した」と述べている。この事例によれば、視覚に障害のある留学生の入学決定後から日本語学校では多岐にわたる支援の準備が進められていたが、それでも教材の点訳は間にあわなかったとのことであった。これらの報告から、文部科学省が挙げた視覚に障害のある学習者への「合理的配慮」の一例にある「教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保」は、障害者教育に関する知識を持たない日本語教師にとって、容易ではないことがわかる。

以上のような背景から、筆者らは点訳業者や点訳ボランティアに頼らず、教師自身で点訳教材を作成する方法を検討することとした。

## 3. 視覚特別支援学校における日本語補習授業

2.2 で挙げた IAVI では、独自の奨学制度を設けており、視覚に障害のある発展途上国の若者が毎年 1, 2 名来日し、鍼・灸・マッサージの三療の技術を学んでいる。彼らは来日後、6 か月間の日本語研修を経て、日本の教育機関に進学しており、筆者らはその進学後の日本語の支援として、補習授業を行っている。補習授業の概要は以下のとおりである。

- (1) 実施日・時間：週 1 回・3 時間程度
- (2) 実施場所：都内の視覚特別支援学校
- (3) 教師：1 名（4 人の教師が交代で特別支援学校に出向き、授業を行う）
- (4) 学習者：6 名（1 年生 1 名、2 年生 4 名、3 年生 1 名）

- ・うち4名は教室で参加（実施場所の特別支援学校に在籍）
- ・2名はSkypeで参加（他校在籍中）

(5) 学習者の日本語能力：JLPT N3 から N2 受験レベル

教材は主に中級の日本語総合教科書を使用し、教科書にそって授業を行っている。授業を進める順序そのものは、晴眼の学習者に対して行う授業の進め方と大差ない。しかし、最も晴眼の学習者に対する授業との違いが顕著なのは、読解にかかる時間である。点字には漢字がなく音表記であるため、意味が理解しやすいように原則として分節ごとに分かち書きをする。そのため、通常 B5 用紙 1 ページ分の文章が、点字冊子では 3～4 ページになる。また、点字は指先で一文字ずつ読み進める触読（図 2）という読みをするため、文章全体を俯瞰することは難しい。そのため、点字による読解は通常の 2 倍程度の時間がかかる。



図 2 触読している様子

点字の習熟度も学習者によってさまざまであり、これも読みのスピードに影響する。先天性の視覚障害か、中途失明かによって学習者の点字使用歴には何年もの差がある。また、点字は世界共通ではなく、各国語に対応した文字である。晴眼の学習者が仮名や漢字を学ぶのと同様に、点字を使用する学習者も日本語の点字表記を新たに学ぶ必要があるため、多くの留学生は日本語の点字での読解に苦手意識を持っている。補習に参加している留学生の多くは JLPT の N2 を過去に受験しているが、受験後、「読解の時間が足りなかった」、「読解問題が最後までできなかった」といった感想を述べていた。このような背景から、補習でも読解練習を積極的に行うための方法を検討することとなった。

## 4. 読解点訳教材の作成

日本語の補習授業に出席している留学生の学習状況やニーズから、教科書以外の読解の練習をさらに取り入れることが必要であると分かった。しかし、前述のとおり、点訳教材は非常に限られており、十分に読解練習が行えなかったため、点訳教材の作成を試みた。

### 4.1 手による点訳から自動点字翻訳へ

従来、点訳は人の手によって1文字ずつ紙に点字を打つ作業が行われてきたが、現在では点訳ソフトを使用したコンピュータによる点訳が主流となっている。かつては点訳ソフトで点訳をする際、点字の分かち書きのルールに従ってマス空けをしたり、助詞の「は」や「へ」を「わ」、「え」に書き換えたり、う長音を長音記号に書き換えたりするなどの下作業をしてからソフトにかける必要があり、ある程度の点訳の知識が必要とされた。しかしながら最近では自動変換機能がある点訳ソフトもあり、漢字かな交じり文をそのまま入力すれば、点字の文に変換されるため、比較的容易に行えるようになった。今回の教材作成においても自動点字翻訳システムを使用することとし、インターネット上で公開されている「eBraille」<sup>10)</sup>を用いて点訳を行った。

「eBraille」を使えば自動的に点字データが作成できるが、そのデータを「eBraille」の画面上で編集することはできない。コンピュータで点字データ（拡張子BSE,BESのデータ）を使用するには、他の点字編集ソフトや点訳ソフトが必要となる。今回は、編集作業を行うためにインターネット上で無料公開されている日本語点訳システム「T・エディタ」<sup>11)</sup>をダウンロードして使用した。

自動点字翻訳の精度は、上がってきてはいるものの完璧ではなく、点訳者は必ず最後に自らの目で確認し、編集を行っている。筆者らも点訳したデータを編集する際には細心の注意を払って確認を行ったが、十分な点字の知識があるわけではないため、間違った点訳を見落としてしまうこともあった。評価に関わる試験などを作成するのであれば、自動点字翻訳と教師による確認だけでなく、専門の点訳者に点検してもらう必要があるだろう。

### 4.2 点訳教材の作成

点訳教材の作成は、以下の手順で行った。

- (1) 教材の選定
- (2) 語彙表の作成
- (3) 教材のテキストデータ化
- (4) 自動点字翻訳システムで点字データ化
- (5) 点訳ソフトによる編集
- (6) 完成データの保存と印刷

(1) から (6) の手順で使用したソフトウェアおよびウェブサイトは以下のとおりである。

- ・「自動点字翻訳システム eBraille」 <https://ebraille.med.kobe-u.ac.jp/eBraille2m/>
- ・「点訳ソフト T・エディタ」 <http://t-editor.sakura.ne.jp/>
- ・「チュウ太の読解教材バンク」 <http://language.tiu.ac.jp/materials/>
- ・「みんなの教材サイト」 <https://minnanokyoza.jp/kyozai/top/ja/render.do>

以降、本節では（１）から（６）の手順について述べる。

## （１）教材の選定

教材の選定は、３時間の授業のうち、１時間程度で読解、設問の答え合わせ、解説ができるよう、1000字から1500字程度の長さの文章を選ぶものとし、学習者の日本語レベルに合うように、主に中級レベルの読解教材から選ぶこととした。読解教材は、文章のデータが公開されている日本語学習システムリーディングチュウ太「チュウ太の読解教材バンク」<sup>8)</sup>と「みんなの教材サイト」<sup>9)</sup>の読解教材から選定した。

## （２）語彙表の作成

日本語学習用の辞書は点訳されておらず、オンライン辞書も現段階では視覚に障害がある学習者がアクセスしやすいような設計にはなっていない。そのため、視覚に障害のある学習者がオンライン辞書を活用して語の意味を調べることは困難である。語の意味がわからない時に教師に質問するのではなく、自分で意味の確認ができれば、授業の進行もスムーズになる。そこで学習者が必要に応じて語の確認ができるよう、語彙表を作成することとした。語彙表に挙げる語の選定は、読解の本文を「リーディングチュウ太」の語彙チェッカー（旧 JLPT に基づいた語彙のレベル判定）を用い、級外の語彙、1級、2級の語彙に該当する語を取り上げた。語の意味の説明は、学習者の日本語レベルに合うように、その語よりも下位の級の言葉で示すようにした。表 1 に、作成した語彙表の一部を示す。

表 1 作成した語彙表（抜粋）

級外 「謙譲」相手を敬って、自分を低くすること 「美德」立派な心や行い 「人前」他の人が見ている前 「リサイタル」演奏会、コンサート 「まだまだ」ここでは、他と比べてまだ十分ではない 「傲慢」自分が他の人よりも優れていると考えて、他の人を見下すこと 「ゴルフ」スポーツの一種 N1 「背後」ここでは、隠れていて分からないところ 「慣用表現」習慣として使われる表現
---

### (3) 教材のテキストデータ化

テキストデータ化は収集した読解教材を「eBraille」で点字データ化するのに必要な作業である。テキストデータに変換する際、固有名詞など、自動変換の際に正確な漢字の読み取りが難しいと思われるもの、漢字の読み方が複数あるもの等は事前にひらがなに直してデータを作成した。語彙表、本文、設問をそれぞれテキストデータ化し、各ファイルの1行目には「(タイトル) 語彙」、「(タイトル) 本文」、「(タイトル) を読んで次の問いに答えなさい」と共通の見出しをつけた。

### (4) 自動点字翻訳システムによる点字データ化

インターネット上の自動点字翻訳システム「eBraille」を使い、テキストデータを点字データに変換した。「eBraille」の参照ファイル入力画面から、コンピュータ上の点訳したいテキストファイルを選択し、完成した点字データをダウンロードした。図3は実際の入力画面である。



図3 「eBraille」入力画面

### (5) 点訳ソフトによる編集

(4) でダウンロードした点字データを「T・エディタ」で開き、編集を行った。図4は自動点訳した点字データをそのまま「T・エディタ」のかな表示画面で表示したものである。

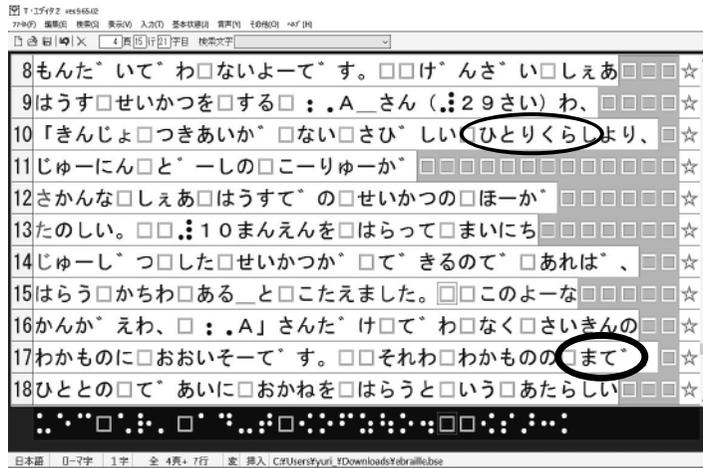


図4 「T・エディタ」編集画面

自動点訳されたデータの見直しを行うと、図4で示したようにテキストデータの「一人暮らし」「間で」が、自動点訳では「ひとりぐらし」、「まで」と変換されていた。そのため、「ひとりぐらし」「あいだで」と手入力で修正した。この他にも以下のような漢字の読み方が誤って変換されていた。表2にその一例を示す。

表2 自動点訳された語の修正例

①原文	②自動点字翻訳	③手入力による修正
後は	のちは	あとは
吉田家	よしだか	よしだけ
他に	たに	ほかに

### (6) 完成データの保存と印刷

完成した点字データを、USBメモリやSDカードなどの記録媒体に保存した。保存したデータは、地域の点字図書館に持ち込めば、1枚当たり5円から10円と比較的安価で点字用紙に印刷してもらえる。点字図書館で点字印刷された本文、設問、語彙リストを受け取り、綴じひもで綴じて冊子を完成させた。図5は使用したテキストデータと完成した点訳教材である。



図5 完成した点訳教材

また、補習に参加している日本語学習者は全員「ブレイルメモ」、「ブレイルセンス」といった点字電子機器（図6）を使用している。点字電子機器とは点字の文書処理、時計、手帳などの機能があり、点字入力のためのキーボードと入力内容が確認できる点字ディスプレイがついた機器のことである。USBメモリやSDカードの記録媒体によるデータのやり取りやインターネット接続も可能で、データを即時に点字ディスプレイで読み取ることができ、必要なデータをキーワードで検索する機能もあるため、視覚特別支援学校でも学習者に使用を推進している。そのため、筆者らが点字データ化した教材は、事前にeメールで学習者に送り、授業の際にはデータが機器に入っている状態で参加してもらった。しかし、このような機器類の使用には得手不得手があり、視覚特別支援学校で薦められて購入しても、なかなか使いこなせない学習者もいる。そのような学習者には、ファイルの送信とともに、点字用紙に印刷した教材も準備し、授業時に配付した。



図6 点字電子機器

## 5. 自作の読解点訳教材を使用した授業の実践

本節では、自作した読解点訳教材を用いて、実際に補習授業を行った報告をする。

### 5.1 教材の提供

授業当日、「eメールで受信したファイルが開けなかった」、「メールに気が付かなかった」といったトラブルもあったが、教師がUSBメモリに作成した点字データを入れて持参していたため、その場で各自の点字電子機器に取り込み、全員がファイルを開くことができた。しかし、機器に不慣れな学習者もあり、ファイルを点字電子機器に読み込んだあとも、ファイルの保存場所にたどりつくまでに時間がかかることもあった。このような機器の操作の問題は、慣れている学習者が手を貸し、学習者同士で協力しあって解決していった。機器の操作は一度覚えれば、日本語の補習授業だけでなく、所属先の専門科目の授業でも活用できるようになるだろう。

今回の読解授業では、点字機器は持っているものの、点字は印刷された紙で読みたいと希望する学習者がいたため、点字プリンターで作成した語彙表、本文、設問用紙を提供した。

### 5.2 授業実践と成果

本実践を通して、点字に習熟していない日本語教師でも、簡易的に点訳教材を作成し授業で活用できることが確認された。以下に、授業の実施方法と学習者の様子、点訳時の留意事項を述べる。

3. で述べたように、これまでの補習授業においては、ボランティアに点訳を依頼した中級の日本語総合教科書を使用していた。教科書の読解部分の進め方は、晴眼の学習者が在籍するクラスと大きな違いはなく、まず読解のテーマについて簡単に話し合い、イメージづくりを行った。次に主な新出語彙や固有名詞などの説明を行い、その後で設問を音読し、全員が設問の意味を理解したことを確認してから、各自で本文の読解をさせた。また、クラスの中でレベル差があることと、教室内で日本語学習者が使用できる点訳辞書がないことから、読解中にわからない語彙があれば随時質問を受け付けていた。しかし、語彙の質問が多いと読み終えるまでに時間が余計にかかってしまったり、語彙の意味がはっきり分らないと次の文になかなか読み進められなかったりする学習者もあり、個々の読解にかかる時間差は大きくなってしまったという反省があった。そこで、今回の点訳読解教材を使用する際、語彙については、習熟度の異なる学習者が個々の必要性に応じて参照できるように、語彙表（単語、JLPT レベル、単語の説明を記載）を提供した。語彙表の使用は任意とし、わかる語彙は飛ばし、わからない語彙は説明を読むよう指示をした。語彙表を使用した学習者は読む分量が多くなるが、使用しなかった学習者との差は数分の違いであり、授業運営に大きな影響を与えることなく進めることができた。設問の解答を終えるまでには15分から20分程度の時間を要した。

晴眼の学習者のクラスでレベル差が生じる場合、各学生のレベルに合わせた教材を提供するこ

とでレベル差に対応することがあるが、点訳教材でも同様の対応ができることがわかった。教材の点訳にはいくつかの過程を経なければならないが、学習者の必要に応じた教材が提供できることの意義は大きいと考える。点字を使用する学習者は人数が少ないがゆえに、学習する場所やその機会、使用できる教材も限られてしまいがちである。筆者らが行っている日本語の補習授業でも、毎週複数の教師と教室を確実に確保することが難しく、異なるレベルの学習者が一つの教室で学ぶという選択に至った。このような状況であっても、学習者に必要な教材を提供できたことは、その後の読解以外の授業の発展にもつながったと考える。今回、語彙表の提供により、点訳教材作成時の工夫によって、レベルの異なる学習者が共に学ぶ授業でも、同一の教材の使用が可能であることも確認された。これは、多様な学習者がともに学ぶインクルーシブ教育の可能性をひらく、一つの事例と言えるであろう。

なお、学習者全員が点字電子機器を使用する場合には、点字冊子と、点字電子機器を使って読むための点訳データ、二つの媒体を提供できるのは大きな利点となるが、対象が限られることには注意を要する。現在、点字冊子の作成は著作権者の許諾なく行うことができるが、点訳データによる提供は著作権者の許諾が必要とされているため<sup>12)</sup>、市販教材の点字版は点字冊子で提供されるのが常である。よって本稿で示した方法は、書籍として出版されている教材ではなく、著作権なく提供されているものとして公開されている教材を授業で用いる際に有用な方法となる。

さらに今回の補習授業では、点字電子機器を使って読む者と印刷された紙を読む者、両者がクラスに混在することとなったが、使用する媒体によって、それぞれ読み方が異なることが観察できた。点字電子機器は、点字ディスプレイに1行ずつ文章が表示されるため、読みたい部分を検索する際は、キーワードを入力して検索することが多い。本文を読み、設問を読んだところで、設問の中のキーとなる単語を使って本文を検索し、該当の行を読むという読みのプロセスが確認できた。一方、紙を使用している学習者は本文を読み終えると、本文と設問の用紙を横に並べ、右手で本文、左手で設問を読み、解答を探っていた。このことから点字を使用する学習者は、使用する媒体によって、読みの目的に合った方法を各自で選択していることがわかった。今後も使用する媒体による読み方の違いについて観察し、文章のレイアウトなど、点字での読みやすさについて考察していく必要があると考える。

### 5.3 読解以外の指導への発展

5.2で述べた読解授業の実施後、語彙の指導においても同様の点訳方法で語彙表を作成し、学習者に提供するようにした。これまでは点訳された語彙学習を主目的としたテキストを読み、意味や使い方を確認してから、練習問題で意味の確認することを繰り返していたが、口頭による確認だけでは、教師側は本当に定着しているかを把握することが困難であった。また、学習者側からも理解はできたが、覚えていられるかは確信が持てないというコメントがあった。そこで、意味や使い方の説明のない、語を羅列しただけの語彙リストを点訳して作成し、授業の前に学習者に配付したところ、予習にも復習にも学習者自身のセルフチェックとして使えて役に立つ

という肯定的なコメントが得られた。点字は、元の文書に追記することが困難であるため、晴眼の学習者のように、下線やマーカーを引いて覚えるべき箇所を目立たせるという方法を用いることができない。このように必要項目だけを取り上げた教材は、学習者の語の定着に役立つようである。読解教材の作成で得た点訳方法によって、他の科目の授業においても学習者に必要な教材が提供できるようになり、補習授業で使用する教材の充実と授業方法の改善を実現することができた。

また、晴眼の学習者のクラスでは、教科書以外に教師が生教材を準備して授業で使うことがある。点字を使用する学習者のクラスでも、教師自身で点訳を行うことによって、生教材に対応できると考える。「視覚障害は情報障害」といわれるほど、人は多くの情報を視覚から得ている。視覚に障害があると、積極的に自分からテレビやラジオ、インターネットに接していかなければ、最新の情報が自然に入ってくることはほとんどないであろう。留学生にとってはその情報に日本語でアクセスしなければならないため、さらに困難になると考える。このような状況から、補習授業の中でも授業開始時には必ず最新のニュースなどの話題から始めるようにしているが、今後はニュースの記事などの生教材を点訳し、授業で教材として提供することが可能となるであろう。

## 6. 今後の課題

本稿で述べた教材作成を行う前は、点訳はボランティアや業者のみが行えるもので、教師自ら点字の教材を作成できるという考えは持っていなかった。しかし、学習者と接していく中で彼らの学習状況が少しずつ明らかになり、点字のデータ形式や変換方法を学び、データ形式での資料提供という選択肢が生まれた。同時に、点字を使用する学習者には、点字用紙に印刷された点字教材を提供しなければならないといった固定概念からも解放されていった。初めての教材作成には困難が伴うこともあったが、作成を進めるうちにソフトの操作方法や、原文との照合といった点字教材の作成の手順が円滑に進められるようになった。

教師自身の変容という収穫がある一方で、明らかとなった課題もある。日本語クラスに出席している学習者は全員点字電子機器を使用しているため、データによる教材提供が可能であり、点字印刷の手間を一部省略することができた。しかし、点字電子機器は点字を使用するすべての学習者が所有できるものではない。機器そのものは高額で、海外では入手が困難な場合もある。その一方で、点字電子機器がなくとも、現在は視覚障害者の間でもコンピュータやスマートフォンの普及が進んでいるため、アプリ教材などの使用は可能である。学習者のニーズに合わせて、教師がコンピュータやスマートフォンで活用できる教材を作成することも合理的配慮の一例となるであろう。また、本稿では点字での教材作成を行ったが、内容や分量によっては音声で聞き取る教材の方が有効である場合もあると考える。現在、コンピュータやアプリを使用したデジタル教材や音声による教材は、発達障害等により文字や図形等の認識が困難な学習者にも提供されている。教材をどのような形態で提供するかを検討することは、多様な学習者のニーズに応える合理

的配慮としてより重要になるであろう。今後、視覚障害のある学習者のみならず、多様な学習者のニーズに応えられる教材の作成や提供の方法について検討したい。

#### 注

- 1) 外務省「障害者の権利に関する条約」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html) (2018年11月3日閲覧)
- 2) 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html) (2018年11月3日閲覧)
- 3) 文部科学省「特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第3回)配付資料資料3:合理的配慮について(平成22年9月6日)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm) (2018年11月3日閲覧)
- 4) 国際交流基金・日本国際教育支援協会「日本語能力試験 過去の試験データ」  
<https://www.jlpt.jp/statistics/archive.html>
- 5) 社会福祉法人国際視覚障害者援護協会  
<http://www.iavi.jp/index.html> (2018年11月3日閲覧)
- 6) ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業  
<http://www.normanet.ne.jp/~duskin/> (2018年11月3日閲覧)
- 7) サピエ <https://www.sapie.or.jp/sapie.shtml> (2018年11月3日閲覧)
- 8) 日本語読解学習支援システム「リーディング チュウ太」  
<http://language.tiu.ac.jp/index.html> (2018年11月3日閲覧)
- 9) 国際交流基金日本語国際センター「みんなの教材サイト」(2018年11月3日閲覧)  
<https://minnanokyozai.jp/kyozai/top/ja/render.do>
- 10) 神戸大学医学部附属病院医療情報部「ebraille」(2018年11月3日閲覧)  
<http://ebraille.med.kobe-u.ac.jp/>
- 11) 「Tエディタ」 <http://t-editor.sakura.ne.jp/> (2018年11月3日閲覧)
- 12) 社会福祉法人日本盲人会連合「著作権問題の今」  
<http://nichimou.org/impaired-vision/barrier-free-environment/copyright-issue/> (2018年12月24日閲覧)

#### 参考文献

- 金山泰子(2003)「視覚障害者のための日本語教育——サマーコースにおける授業報告と今後の課題」『ICU日本語教育研究センター紀要』13号、109-119.
- 河住有希子・秋元美晴・藤田恵・北川幸子・浅野有里(2015)「視覚に障害をもつ日本語学習者の学びを支援するネットワークの構築にむけた基礎調査」『日本語教育方法研究会誌』22号(2)、6-7.
- 近藤晶子・保志茂寿・吉村敦美・海老名貴子・水野雅方(2018)「日本語学校における視覚障がいを持つ日本語学習者への支援」『独立行政法人日本学生支援機構日本語教育センター紀要』14

号、46-59.

スリーエーネットワーク編著（2012）『みんなの日本語初級Ⅰ第2版』スリーエーネットワーク  
田中亜子（2006）「視覚障害をもつ日本語学習者に対する読解学習支援の試み——全盲の留学生が  
受講した中級日本語読解授業の実践報告」『筑波大学留学生センター日本語教育論集』21号、  
63-75.

